

平成31年1月

**山原治税理士事務所からのお知らせ**

謹啓　新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く厚く御礼申し上げます。

今年は亥年･･･十二支の中でも最後の干支ですが、次の始まりに向けて新たなエネルギーを蓄える年でもあります。皆様の事業の発展に貢献できます様、職員一同、より一層精進して参りますので

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具



＊確定申告書類の早期ご持参のお願い

所得税及び消費税の確定申告の時期がやってまいります。

****今年の確定申告受付は、

**平成31年2月18日（月）～同年3月15日（金）**

**消費税は同年4月1日（月）まで** となっております。

当事務所は繁忙期となりますので、事務処理の混雑が予想されます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確定申告をされる方は、積雪も懸念されますので**お早め(出来れば2/15(金)まで)のご準備**を

お願い致します。

※1/26(土) 2/16(土) 2/23(土) 3/2(土) 3/9(土) の午前中は営業しております。

＊平成30年分以降の所得税について 「配偶者控除」「配偶者特別控除」が改正されました

・合計所得金額が1,000万円(給与収入の場合、収入金額が1,220万円)を超える所得者については、

配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

・配偶者の所得金額が123万円(給与収入の場合、収入金額が2,015,999円)までであれば配偶者

控除もしくは配偶者特別控除が受けられることとなりました。

＊平成31年（2019年）10月1日からの消費税について

・消費税及び地方消費税の税率が8％から10％(消費税7.8％+地方消費税2.2％)に引き上げられます。

・税率の引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8％)の対象品目

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます)をいい、一定の一体資産を

飲食料品

含みます。外食やケータリング等は軽減税率の対象品目には含まれません。

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治､経済､社会､文化等に関する

新　聞

一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。